

保険料減免制度比較表

(H29.11 岸和田市健康保険課)

減免事由	現 行 (岸和田市)	府内統一基準 (平成30年度以降)	備 考
災害等	○	○	
失業・収入減	○	○	
拘禁	○	○	
旧被扶養者 ※1	○	○	
未成年養育 世帯	○	×	別途、均等割と平等割の 比率 60 : 40 により対応 最長 6 年間の 激変緩和期間で 見直しが必要
障害者	○	×	
寡婦（夫）	○	×	
公的年金を主たる 収入とする者	○	×	
破産	○	×	

※1 旧被扶養者とは、国保資格取得日において 65 歳以上であり、その前日は被用者保険の扶養であった者で、加入理由は、扶養していた者が 75 歳で後期高齢者医療制度に移ったことによる者